

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2237号)

令和2年2月20日

横情審答申第2237号
令和2年2月20日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成30年12月14日健医安第1048号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成30年10月23日に請求人より相談のあった医療法人社団Aクリニック甲についての相談記録」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成30年10月23日に請求人より相談のあった医療法人社団Aクリニック甲についての相談記録」の保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成30年11月14日付で行った「平成30年10月23日に請求人より相談のあった医療法人社団Aクリニック甲についての相談記録」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

健康福祉局健康安全部医療安全課（以下「医療安全課」という。）が行う医療指導事務は、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、市内医療機関の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目的にしており、そのための指導等に当たっては、医療機関との信頼関係を基に第三者へ提供しないことを前提とし、情報の収集をしている。したがって、当該事務により得た情報の内容が開示請求により開示されるようになること、指導等における医療機関からの情報収集等に係る事務に関し、情報の公開を拒む医療機関が資料等の存在を明かさなくなるなど、指導等に必要な事実の把握、違法な行為の発見等を困難にし、医療機関に対する適切な医療指導事務に支障をきたすこととなる。

以上により、今後関係医療機関の協力が得られなくなるおそれが生じるなどの医療指導事務の適切な執行に著しい支障を及ぼすことから、本号に該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のよう

に要約される。

今回開示をした結果は、すでに私は知っている事であり、知りたい事は報告書の黒塗りの部分であり、その黒塗り部分の開示が出来ないのであれば、本当にクリニックに指導をしたか疑問である。

5 審査会の判断

(1) 医療指導等に係る事務について

医療安全課では、医療法に基づき、市内医療機関の良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保することを目的として、医療機関の指導等を実施している。指導等に当たっては、医療機関から事情を聴取し、構造設備や書類等が法令に適合しているかの確認を行った上で、必要に応じて口頭又は文書で指導を行っている。また、指導に至らない場合でも、適宜啓発を行うことにより、良質かつ適切な医療が提供される体制の確保を図っている。

また、医療安全課では、患者、市民等からの医療に関する苦情、相談等に対応する医療安全相談窓口を開設している。

患者等から医療安全相談窓口寄せられる相談等の中に、医療機関の医療法違反に関わる内容があった場合には、医療安全課の相談窓口を担当する職員（以下「相談窓口担当者」という。）から医療安全課の医療指導を担当する職員（以下「医療指導担当者」という。）に相談内容を引き継ぐこととしている。相談内容を引き継がれた医療指導担当者は、医療機関に対する聞き取り等の対応を行い、必要と判断した場合には医療指導を行っている。

本件保有個人情報に係る相談については、相談窓口担当者を経由せず、直接医療指導担当者に相談が寄せられたものである。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人に係る「医療施設等に関する相談・苦情等報告書」である。

実施機関は、このうち「対処方針」欄の上段（以下「非開示部分1」という。）及び「対処方針」欄の下段の一部（以下「非開示部分2」という。）並びに「結果等」欄の一部（以下「非開示部分3」という。非開示部分1から非開示部分3までを総称して「本件非開示部分」という。）を非開示としている。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報

であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、医療機関の指導等に当たっては、医療機関との信頼関係を基に、第三者には提供しないことを前提として、情報の収集をしており、当該事務により得た情報の内容が開示請求により開示されることとなると、指導等における医療機関からの情報収集等に係る事務に関し、医療機関が資料等の存在を明かさなくなるなど、指導等に必要事実の把握及び違法な行為の発見等を困難にし、医療機関に対する適切な医療指導事務に支障を及ぼすこととなることから、本件非開示部分は本号に該当するとして、非開示としている。

ウ 当審査会が非開示部分3を見分したところ、対処方針に則った医療機関への具体的な接触内容や事実確認の様子が記載されていた。実施機関は、これらの情報を開示すると医療機関との信頼関係が損なわれ、指導等における医療機関からの情報収集等が困難になり、適切な医療指導事務に支障を及ぼすことになると説明している。

非開示部分3は、実施機関が第三者に提供しないことを前提に情報収集したものであり、その記載内容からも、開示すると医療機関との信頼関係が損なわれ、必要な情報が得られなくなることは十分に考えられ、実施機関の説明は首肯できる。なお、「結果等」欄のうち開示している部分については、医療機関へ情報の提供を行った事実であるため開示しているとのことであった。

エ 次に、当審査会が非開示部分1及び非開示部分2を見分したところ、非開示部分1は、6種類の対処方針とそのうちのどの対処方針を選択したかを示すためのチェック欄（各対処方針の前の括弧囲み。以下「チェック欄」という。）及びそのうち2つの対処方針について方針内容を具体的に記入する欄（各対処方針の後ろの括弧囲み。以下「方針内容欄」という。）で構成されており、非開示部分2は、対処方針を決定した理由を記入する欄となっていた。

非開示部分1について、実施機関は、どういう対処方針であるかが分からないようにするため、欄全体を非開示としたと説明している。そうであるならば、チェック欄及び方針内容欄の括弧内のみを非開示とすることで、必要な効果は得られると考えられる。

非開示部分2について、実施機関は、対処方針を開示することで、行政対応が明らかとなり、医療指導事務への医療機関の協力が得られなくなるおそれがあるため、非

開示としたと説明している。しかし、その記載内容をみると、1文目は、相談内容を要約している記載になっており、対処方針を示す内容とはいえない。2文目は、対処方針を示す内容のものであるが、非開示部分1同様、対処方針を記載した部分（40文字目から46文字目まで。以下同じ。）以外は、開示したとしても行政対応が明らかになるとはいえない。

チェック欄及び方針内容欄の括弧内並びに対処方針を記載した部分については、これを開示すると行政の対応が明らかになることから、非開示部分3と同様に、医療機関との信頼関係が損なわれることで必要な情報が得られなくなり、医療指導事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

オ 以上のことから、本件非開示部分のうち、非開示部分1のチェック欄及び方針内容欄の括弧内、非開示部分2の対処方針を記載した部分並びに非開示部分3は、これらを開示すると医療指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を条例第22条第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

別表（非開示部分のうち開示すべき部分）

該当欄	開示すべき部分
「対処方針」欄の上段	括弧内を除く部分
「対処方針」欄の下段	2文目の40文字目から46文字目までを除く部分

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年12月14日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成31年1月22日 (第323回第一部会) 平成31年1月24日 (第243回第三部会) 平成31年1月25日 (第351回第二部会)	・諮問の報告
令和元年9月19日 (第251回第三部会)	・審議
令和元年10月17日 (第252回第三部会)	・審議
令和元年12月19日 (第254回第三部会)	・審議
令和2年1月16日 (第255回第三部会)	・審議